

(案)

別紙

新			旧		
別 紙			別 紙		
医療提供体制推進事業費補助金交付要綱			医療提供体制推進事業費補助金交付要綱		
(通則)			(通則)		
1～3 (略)			1～3 (略)		
(交付の対象事業)			(交付の対象事業)		
4			4		
(1) ア～サ (略)			(1) ア～サ (略)		
<u>シ 病院間の患者搬送のための病院救急車活用促進事業</u>			<u>(新規)</u>		
(2) ～ (7) ア (キ) (略)			(2) ～ (7) ア (キ) (略)		
<u>(ク) 病院間の患者搬送のための病院救急車活用促進設備整備事業</u>			<u>(新規)</u>		
(7) イ～エ (略)			(7) イ～エ (略)		
(7) オ 平成 21 年 3 月 30 日医政発 0330007 号厚生労働省医政局長通知 「災害医療対策事業等の実施について」(以下、「災害医療対策 <u>等</u> 実施要綱」という。)に基づき実施する事業			(7) オ 平成 21 年 3 月 30 日医政発 0330007 号厚生労働省医政局長通知 「災害医療対策事業等の実施について」(以下、「災害医療対策実 施要綱」という。)に基づき実施する事業		
(7) オ (ア) ～ (8) (略)			(7) オ (ア) ～ (8) (略)		
(9) 医療コンテナ促進事業 災害医療対策事業 <u>等</u> 実施要綱に基づき実施する医療コンテナ促進事 業			(9) 医療コンテナ促進事業 災害医療対策事業実施要綱に基づき実施する医療コンテナ促進事 業		
(事業者)			(事業者)		
5 (略)			5 (略)		
別表 1			別表 1		
1 事業分類	2 事業区分	3 事業者	1 事業分類	2 事業区分	3 事業者

新			旧		
(1) 救急医療対策事業	(略)	(略)	(1) 救急医療対策事業	(略)	(略)
	(略)			(略)	
	ア 小児初期救急 センター運営事業			ア 小児初期救急 センター運営事業	
	イ 共同利用型病院 運営事業			イ 共同利用型病院 運営事業	
	オ 小児救命救急 センター運営事業			オ 小児救命救急 センター運営事業	
(2) ～ (6) (略)	カ ドクターヘリ導入 促進事業	(略)	(2) ～ (6) (略)	カ ドクターヘリ導入 促進事業	(略)
	キ 救急救命士病院 実習受入促進事業			キ 救急救命士病院 実習受入促進事業	
	サ 救急患者退院 コーディネーター事業			サ 救急患者退院 コーディネーター事業	
	シ <u>病院間の患者搬送の ための病院救急車活用促 進事業</u>			<u>(新規)</u>	
	(略)			(略)	
(7) 医療提供体制設備 整備費	ア (キ) 小児集中治療 室設備整備事業	(略)	(7) 医療提供体制設備 整備費	ア (キ) 小児集中治療 室設備整備事業	(略)
	イ <u>(ク) 病院間の患者 搬送のための病院救急車 活用促進設備整備事業</u>			<u>(新規)</u>	
	エ (イ) 地域医療支援 病院の共同利用部門			エ (イ) 地域医療支援 病院の共同利用部門	
	オ (ウ) N B C 災害・ テロ対策設備整備事業			オ (ウ) N B C 災害・ テロ対策設備整備事業	
	(オ) 災害拠点精神 科病院等設備等整備事業			(オ) 災害拠点精神 科病院等設備等整備事業	
(略)	(キ) 災害・感染症 医療業務従事者派遣設備 整備事業	(略)	(略)	(キ) 災害・感染症 医療業務従事者派遣設備 整備事業	(略)
	(略)			(略)	
	(略)			(略)	

新			旧		
	(略) (略) 上記（ア（キ）、 <u>ア（ク）</u> 、イ、エ（イ）、オ（ウ）、オ（エ）、オ（オ）、オ（カ）、オ（キ）、ケ及びサ）以外の事業			(略) (略) 上記（ア（キ）、イ、エ（イ）、オ（ウ）、オ（エ）、オ（オ）、オ（カ）、オ（キ）、ケ及びサ）以外の事業	
<u>（８）～（９）（略）</u>	<u>（略）</u>	（略）	<u>（８）～（９）（略）</u>	<u>（略）</u>	（略）
（注１）～（注３）略			（注１）～（注３）略		
（交付額の算定方法）			（交付額の算定方法）		
６（１）①～④（略）			６（１）①～④（略）		
⑤ ４の（１）のエの事業			⑤ ４の（１）のエの事業		
ア （略）			ア （略）		
イ アにより選定された額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表３の第３欄に定める係数 a <u>（別表２の第３欄がドクターカーの場合は、４分の３）</u> を乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額に第４欄に定める係数 b <u>（別表２の第３欄がドクターカーの場合は、３分の２）</u> を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。			イ アにより選定された額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表３の第３欄に定める係数 a を乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額に第４欄に定める係数 b を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。		
⑥～⑧（略）			⑥～⑧（略）		
<u>⑨ ４の（１）のシの事業</u>			<u>⑨（新規）</u>		
<u>ア 都道府県が実施する事業</u>					
<u>（ア）別表２の第４欄に定める基準額と第５欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。</u>					
<u>（イ）（ア）により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第６欄に定める補助</u>					

新	旧
<u>率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。</u> <u>イ 都道府県が補助する事業</u> <u>(ア) 別表 2 の第 4 欄に定める基準額と第 5 欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。</u> <u>(イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第 6 欄に定める補助率を乗じて得た額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。</u> (2) ～ (6) (略) (7) 医療提供体制設備整備事業の交付算定基礎額は、次のアから<u>セ</u>により算出された額とする。 ア 4 の (7) のア (アの (ウ)、(キ) <u>及び (ク)</u> の事業を除く) からウ (ウの (ウ) の事業を除く)、オの (ア) (医療機器等の整備に限る。) 及び (イ) (医療機器等の整備に限る。) 並びにク <u>の事業</u> (ア) (略) (イ) (ア) により選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表 3 の第 3 欄に定める係数 a <u>(4 の (7) のアの (エ) のうち別表 2 の第 3 欄がドクターカーの場合は、4 分の 3)</u> を乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額に第 4 欄に定める係数 b <u>(4 の (7) のアの (エ) のうち別表 2 の第 3 欄がドクターカーの場合は、3 分の 2)</u> を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。	(2) ～ (6) (略) (7) 医療提供体制設備整備事業の交付算定基礎額は、次のアからソにより算出された額とする。 ア 4 の (7) のア (アの (ウ) 及び (キ) の事業を除く) からウ (ウの (ウ) の事業を除く)、オの (ア) (医療機器等の整備に限る。) 及び (イ) (医療機器等の整備に限る。) 並びにク <u>の事業</u> (ア) (略) (イ) (ア) により選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表 3 の第 3 欄に定める係数 a を乗じて得た額と、都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額に第 4 欄に定める係数 b を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

新	旧
---	---

イ～サ (略) シ 4の(7)の <u>アの(ク)及びオ</u> の(キ)の事業 (ア) (略) (イ) (略) ス～セ (略) (8)～(9) 略 ii (略)						イ～サ (略) シ 4の(7)のオの(キ)の事業 (ア) (略) (イ) (略) ス～セ (略) (8)～(9) 略 ii (略)					
別表 2						別表 2					
1 事業分類	2 事業区分	3 種目	4 基準額	5 対象経費	6 補助率	1 事業分類	2 事業区分	3 種目	4 基準額	5 対象経費	6 補助率
(1) 救急医療対 策事業	ア～ウ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(1) 救急医療 対策事業	ア～ウ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	エ 救命 救急セン ター運営 事業	救命救急 センター	1 か所当たり次の(1)及び(2)により算出された額の合計額とする。 (1) 次の①から⑥により算出された額の合計額に別添 2 に定める充実段階に基づく率を乗じて得た額とする。 (ただし、補助を受ける病院の申請年	救命救急センターの運営に必要な給与費(職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、社会保険料)、旅費、備品費(図書)、消耗品費、材料費(医薬品費、診療材料費、医療消耗器具備品費、給食材料費)、被服費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、損料及び借料、会議費、保険料、雑役務費、燃料費、委託費、 <u>(削除)</u> 、	(略)			救命救急 センター	1 か所当たり次の(1)及び(2)により算出された額の合計額とする。 (1) 次の①から⑦により算出された額の合計額に別添 2 に定める充実段階に基づく率を乗じて得た額とする。 (ただし、補助を受ける病院の申請年度の収支が都道府県から交付さ	救命救急センターの運営に必要な給与費(職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、社会保険料)、旅費、備品費(図書)、消耗品費、材料費(医薬品費、診療材料費、医療消耗器具備品費、給食材料費)、被服費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、損料及び借料、会議費、保険料、雑役務費、燃料費、委託費、 <u>租税公課(自動車税、自動車重量</u>	(略)

新					旧					
			度の収支が 都道府県か ら交付され る救命救急 センター運 営に要する 補助金を除 いて黒字と なる場合に は、上記に より算出さ れた額に1 ／2を乗じ るものとし る。) ① 30床以上の 運営の場合 171,675 千 円 ×運営月数 ／12 (ただし、30床 未満21床以上 の運営の場合 は、1床当た り 4,677 千 円 ×運営月数／ 12を減額す る。) ② 20床の運営 の場合 124,897 千 円 ×運営月数／ 12 (ただし、20床 未満の運営の 場合(平成19 年度以前に整	研究研修費、減価 償却費、資産減耗 費				れる救命救急 センター運営 に要する補助 金を除いて黒 字となる場合 には、上記に より算出され た額に1／2 を乗じるもの とする。) ① 30床以上の 運営の場合 171,675 千 円 ×運営月数 ／12 (ただし、30床 未満21床以上 の運営の場合 は、1床当たり 4,677千円×運 営月数／12を 減額する。) ② 20床の運営 の場合 124,897 千 円 ×運営月数／ 12 (ただし、20床 未満の運営の 場合(平成19年 度以前に整備	<u>税</u>)、研究研修費、 減価償却費、資産減 耗費	

新					旧				
			備されたもの、又は平成19年度中に国と調整を行っており平成20年度において整備されたものに限る。)は、1床当たり2,573千円×運営月数／12を減額する。) <u>(削除)</u> ③ 心臓病の内科系専門医及び外科系専門医をそれぞれ専任で確保する場合 13,272千円×確保月数／12 (ただし、別添2に定める充実段階がSまたはAの場合に限り算定するものとする。) ④ 脳卒中の内科系専門医及					されたもの、又は平成19年度中に国と調整を行っており平成20年度において整備されたものに限る。)は、1床当たり2,573千円×運営月数／12を減額する。) ③ <u>ドクターカーの運転手を確保する場合</u> <u>4,701千円×確保月数／12</u> ④ 心臓病の内科系専門医及び外科系専門医をそれぞれ専任で確保する場合 13,272千円×確保月数／12 (ただし、別添2に定める充実段階がSまたはAの場合に限り算定するものとする。) ⑤ 脳卒中の内科系専門医及	

新					旧						
			び外科系専門 医をそれぞれ 専任で確保す る場合 13,272千円× 確保月数 ／12 (ただし、別添 2に定める充 実段階がSま たはAの場合 に限り算定す るものとする。) ⑤ 小児救急専 門病床に医師 及び専任の看 護師を確保す る場合 55,995千円× 確保月数 ／12 ⑥ 重症外傷の 外科系専門医 を専任で確保 する場合 13,272千円× 確保月数 ／12 (2) 在日外国人 にかかる前年 度の未収金 (1か月1人当 たり20万円 超)に限って 20万円を超え						び外科系専門 医をそれぞれ 専任で確保す る場合 13,272千円× 確保月数 ／12 (ただし、別添 2に定める充 実段階がSま たはAの場合 に限り算定す るものとする。) ⑥ 小児救急専 門病床に医師 及び専任の看 護師を確保す る場合 55,995千円× 確保月数 ／12 ⑦ 重症外傷の 外科系専門医 を専任で確保 する場合 13,272千円× 確保月数 ／12 (2) 在日外国人 にかかる前年 度の未収金 (1か月1人当 たり20万円超) に限って20万 円を超える部		

新						旧					
			る部分						分		
		地域救命救急センター	1 か所当たり次の(1)及び(2)により算出された額の合計額とする。 (1) 次の①から⑤により算出された額の合計額に別添2に定める充実段階に基づく率を乗じて得た額とする。 (ただし、補助を受ける病院の申請年度の収支が都道府県から交付される救命救急センター運営に要する補助金を除いて黒字となる場合には、上記により算出された額に1/2を乗じるものとする。) ① 10床の運営の場合	地域救命救急センターの運営に必要な給与費(職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、社会保険料)、旅費、備品費(図書)、消耗品費、材料費(医薬品費、診療材料費、医療消耗器具備品費、給食材料費)、被服費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、損料及び借料、会議費、保険料、雑役務費、燃料費、委託費、<u>(削除)</u>、研究研修費、減価償却費、資産減耗費	(略)			地域救命救急センター	1 か所当たり次の(1)及び(2)により算出された額の合計額とする。 (1) 次の①から⑥により算出された額の合計額に別添2に定める充実段階に基づく率を乗じて得た額とする。 (ただし、補助を受ける病院の申請年度の収支が都道府県から交付される救命救急センター運営に要する補助金を除いて黒字となる場合には、上記により算出された額に1/2を乗じるものとする。) ① 10床の運営の場合	地救命救急センターの運営に必要な給与費(職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、社会保険料)、旅費、備品費(図書)、消耗品費、材料費(医薬品費、診療材料費、医療消耗器具備品費、給食材料費)、被服費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、損料及び借料、会議費、保険料、雑役務費、燃料費、委託費、<u>租税公課(自動車税、自動車重量税)</u>、研究研修費、減価償却費、資産減耗費	(略)

新					旧				
			99,166千円× 運営月数 ／12 (ただし、11 床以上 20床 未満の運営の 場合は、1床 当たり5,589 千円×運営月 数／12を加算 する。) <u>(削除)</u> ② 心臓病の内 科系専門医 及び外科系 専門医をそ れぞれ専任 で確保する 場合 13,272千円× 確保月数 ／12 (ただし、別 添2に定め る充実段階 がSまたは Aの場合に 限り算定す るものとし る。) ③ 脳卒中の内						99,166千円× 運営月数 ／12 (ただし、11床 以上 20床未 満の運営の場 合は、1床当 たり5,589千 円×運営月数 ／12を加算す る。) ② <u>ドクターカ ーの運転手を 確保する場合 4,701千円× 確保月数／12</u> ③ 心臓病の内 科系専門医及 び外科系専門 医をそれぞれ 専任で確保す る場合 13,272千円× 確保月数 ／12 (ただし、別添 2に定める充 実段階がSま たはAの場合 に限り算定す るものとし る。) ④ 脳卒中の内

新					旧						
			科系専門医 及び外科系 専門医をそ れぞれ専任 で確保する 場合 13,272千円× 確保月数 ／12 (ただし、別 添2に定め る充実段階 がSまたは Aの場合に 限り算定す るものとし る。)						科系専門医及 び外科系専門 医をそれぞれ 専任で確保す る場合 13,272千円× 確保月数 ／12 (ただし、別添 2に定める充 実段階がSま たはAの場合 に限り算定す るものとし る。)		
			④ 小児救急専 門病床に医師 及び専任の看 護師を確保す る場合 55,995千円× 確保月数 ／12						⑤ 小児救急専 門病床に医師 及び専任の看 護師を確保す る場合 55,995千円× 確保月数 ／12		
			⑤ 重症外傷の 外科系専門 医を専任で 確保する場 合 13,272千円× 確保月数 ／12						⑥ 重症外傷の 外科系専門医 を専任で確保 する場合 13,272千円× 確保月数 ／12		
			(2) 在日外国人 にかかる前 年度の未収						(2) 在日外国人 にかかる前年 度の未収金		

新						旧					
			金 (1 か月 1 人 当たり 20 万 円超)に限っ て 20 万円を 超える部分					(1 か月 1 人当 たり 20 万円 超)に限って 20 万円を超え る部分			
		<u>ドクター カー</u>	<u>ドクターカー の運転手を 確保する場合 4,701千円×確 保月数／12</u>	<u>ドクターカーの運 用に必要な給与費 (職員基本給、職員 諸手当、非常勤職 員手当、社会保険 料)、消耗品費、燃 料費、委託費、租 税公課(自動車 税、自動車重量 税)</u>	<u>2 分の 1</u>		<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	
	オ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	オ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	カ ドク ターヘリ 導入促進 事業	ー	次の (1) 及び (2) により算 出された額の合 計額とする。 (1) 日中飛行 分 ① ドクターヘ リ運航経費 1 <u>機</u> 当たり <u>(厚生労働大 臣が特に必要 と認める場合 を除き、同一 基地病院につ</u>	(略)	(略)	カ ドク ターヘリ 導入促進 事業	ー	次の (1) 及び (2) により算 出された額の合 計額とする。 (1) 日中飛行 分 ① ドクターヘ リ運航経費 1 <u>か所</u> 当たり	(略)	(略)	

新					旧				
			<u>き1機に限る。)</u> <u>※代替機は除く。</u>						
			ア 位置情報把握システムを利用している場合 (ア) 年間飛行時間50時間未満 <u>289,156</u> 千円×運営月数／12 (イ) 年間飛行時間50時間以上100時間未満 <u>299,156</u> 千円×運営月数／12 (ウ) 年間飛行時間100時間以上150 時間未満 <u>309,156</u> 千円×運営月数／12 (エ) 年間飛行時間150時間以上200時間未満 <u>319,156</u> 千					ア 位置情報把握システムを利用している場合 (ア) 年間飛行時間50時間未満 <u>273,836</u> 千円×運営月数／12 (イ) 年間飛行時間50時間以上100時間未満 <u>281,336</u> 千円×運営月数／12 (ウ) 年間飛行時間100時間以上150 時間未満 <u>288,836</u> 千円×運営月数／12 (エ) 年間飛行時間150時間以上200時間未満 <u>296,336</u> 千	

新						旧					
			円×運営月 数／12						円×運営月 数／12		
			(才) 年間飛行 時間200時間以 上250時間未満 <u>329,156</u> 千 円×運営月 数／12						(才) 年間飛行 時間200時間以 上250時間未満 <u>303,836</u> 千 円×運営月 数／12		
			(力) 年間飛行 時間250時間以 上300時間未満 <u>339,156</u> 千 円×運営月 数／12						(力) 年間飛行 時間250時間以 上300時間未満 <u>311,336</u> 千 円×運営月 数／12		
			(キ) 年間飛行 時間300時間以 上350時間未満 <u>349,156</u> 千 円×運営月 数／12						(キ) 年間飛行 時間300時間以 上350時間未満 <u>318,836</u> 千 円×運営月 数／12		
			(ク) 年間飛行 時間350時間以 上 <u>359,156</u> 千 円×運営月 数／12						(ク) 年間飛行 時間350時間以 上 <u>326,336</u> 千 円×運営月 数／12		
			イ 位置情報把 握システムを 利用していな い場合 (ア) 年間飛行						イ 位置情報把 握システムを 利用していな い場合 (ア) 年間飛行		

新					旧					
			時間50時間未満 <u>287,356</u> 千 円×運営月 数／12 (イ) 年間飛行 時間50時間以 上100時間未満 <u>297,356</u> 千 円×運営月 数／12 (ウ) 年間飛行 時間100時間以 上150時間未満 <u>307,356</u> 千 円×運営月 数／12 (エ) 年間飛行 時間150時間以 上200時間未満 <u>317,356</u> 千 円×運営月 数／12 (オ) 年間飛行 時間200時間以 上250時間未満 <u>327,356</u> 千 円×運営月 数／12 (カ) 年間飛行 時間250時間以					時間50時間未満 <u>272,036</u> 千 円×運営月 数／12 (イ) 年間飛行 時間50時間以 上100時間未満 <u>279,536</u> 千 円×運営月 数／12 (ウ) 年間飛行 時間100時間以 上150時間未満 <u>287,036</u> 千 円×運営月 数／12 (エ) 年間飛行 時間150時間以 上200時間未満 <u>294,536</u> 千 円×運営月 数／12 (オ) 年間飛行 時間200時間以 上250時間未満 <u>302,036</u> 千 円×運営月 数／12 (カ) 年間飛行 時間250時間以		

新						旧					
			上300時間未満 <u>337,356</u> 千 円×運営月 数／12 (キ) 年間飛行 時間300時間以 上350時間未満 <u>347,356</u> 千 円×運営月 数／12 (ク) 年間飛行 時間350時間以 上 <u>357,356</u> 千 円×運営月 数／12 ②～⑤ (略) (2) ①ドクターヘ リ運航経費 1 か所当たり <u>33,343</u> 千円× 運営月数 ／12 ②～③ (略)						上300時間未満 <u>309,536</u> 千 円×運営月 数／12 (キ) 年間飛行 時間300時間以 上350時間未満 <u>317,036</u> 千 円×運営月 数／12 (ク) 年間飛行 時間350時間以 上 <u>324,536</u> 千 円×運営月 数／12 ②～⑤ (略) (2) ①ドクターヘ リ運航経費 1 か所当たり <u>33,508</u> 千円× 運営月数 ／12 (略) ②～③ (略)		
	キ～サ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		キ～サ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	シ 病院	一	病院救急車の	病院間の患者搬送	2 分の		(新規)	(新規)	(新規)	(新規)	(新

新						旧					
	<u>間の患者搬送のための病院救急車活用促進事業</u>		<u>運転手確保する場合 4,701千円×確保月数／12</u>	<u>のための病院救急車活用促進事業に必要な給与費(職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、社会保険料)、備品購入、通信運搬費、借料及び損料、消耗品費、保険料、燃料費、委託費、租税公課(自動車税、自動車重量税)</u>	<u>1</u>						<u>規)</u>
(2) ～ (6) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(2) ～ (6) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(7) 医療提供体制設備整備事業	ア(ア)～(ウ) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(7) 医療提供体制設備整備事業	ア(ア)～(ウ) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(エ) 救命救急センター設備整備事業	医療機器	(略)	(略)	(略)		(エ) 救命救急センター設備整備事業	医療機器	(略)	(略)	(略)
		心電図受信装置	(略)	(略)	(略)			心電図受信装置	(略)	(略)	(略)
		無線装置	(略)	(略)	(略)			無線装置	(略)	(略)	(略)
		ドクターカー	(略)	(略)	<u>2分の1</u>			ドクターカー	(略)	(略)	<u>3分の1</u>
	(オ)～(キ) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(オ)～(キ) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	<u>(ク) 病院間の患者搬送のための病院救急車活用促進設備整備事業</u>	<u>病院救急車</u>	<u>1か所あたり26,966千円</u>	<u>病院救急車及び病院救急車に搭載する医療機器等の購入費</u>	<u>2分の1</u>		<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>

新	旧
---	---

	イ ～ サ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(8)(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(9) 医療コンテナ活用促進事業	医療コンテナ活用促進事業	—	1 か所当たり 11,227千円	医療コンテナ及びコンテナに搭載する医療用資器材・その他資器材の <u>購入・運搬・設置料</u>	<u>2 分の 1</u>

	イ～サ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(8)(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(9) 医療コンテナ活用促進事業	医療コンテナ活用促進事業	—	1 か所当たり 11,227千円	医療コンテナ及びコンテナに搭載する医療用資器材・その他資器材の <u>賃借料、運搬・設置料、謝金</u> <u>(効果検証に必要なものに限る。)</u>	<u>3 分の 1</u>

別表 3

1 事業分類	2 事業区分	3 係数 a	4 係数 b
(略)	(略)	(略)	(略)

(交付基礎額の下限)

7～9 (略)

(申請手続)

10 この統合補助金の交付の申請は、都道府県知事又は広域連合の長が第2号様式による申請書に、当初提出した事業計画に変更がある場合は変更後の事業計画その他の関係書類を添えて、別途示す期日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

なお、申請書を提出するに当たって、統合補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れ

別表 3

1 事業分類	2 事業区分	3 係数 a	4 係数 b
(略)	(略)	(略)	(略)

(交付基礎額の下限)

7～9 (略)

(申請手続)

10 この統合補助金の交付の申請は、都道府県知事又は広域連合の長が第2号様式による申請書に、当初提出した事業計画に変更がある場合は変更後の事業計画その他の関係書類を添えて、別途示す期日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

新	旧
<u>に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。</u> <u>ただし、申請時において消費税等相当額が明らかでない場合においては、この限りではない。</u> （変更申請手続） 11～13（略） （実績報告） 14 都道府県知事又は広域連合の長は、第 3 号様式による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して 1 月を経過した日（9 の（1）のイ又は（4）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して 1 月を経過した日）又は翌年度 4 月 10 日のいずれか早い日までに、厚生労働大臣に提出するものとする。 <u>なお、10 に定めるところにより交付の申請を行った場合において、実績報告書（年度終了実績報告を除く。）を提出するに当たって統合補助金の仕入に係る消費税等相当額が明らかになったときには、これを統合補助金から減額して報告しなければならない。</u> （別添 1）～（別添 3）（略） 第 1 号様式（略）	（変更申請手続） 11～13（略） （実績報告） 14 都道府県知事又は広域連合の長は、第 3 号様式による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して 1 月を経過した日（9 の（1）のイ又は（4）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して 1 月を経過した日）又は翌年度 4 月 10 日のいずれか早い日までに、厚生労働大臣に提出するものとする。 （別添 1）～（別添 3）（略） 第 1 号様式（略）

第4号様式

第4号様式		番 年	月	号 日
厚生労働大臣 殿				
事業者名				
消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書				
年 月 日厚生労働省発医政 第 号により交付決定を受けた 年度医療提供体制推進事業費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税 額については、次のとおり報告する。				
1 ページ				
1 事業区分及び施設の名称				
2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額				
				金 円
3 確定時に減額した仕入れに係る消費税額				
				金 円
4 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要補助金返還相当額）				
				金 円
5 補助金返還相当額				
				金 円
6 添付書類 記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。				

第4号様式

第4号様式		番 年	月	号 日
厚生労働大臣 殿				
事業者名				
消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書				
年 月 日厚生労働省発医政 第 号により交付決定を受けた令和 6年度（令和4年度からの繰越分）医療提供体制推進事業費補助金に係る消費税 及び地方消費税に係る仕入控除税額については、次のとおり報告する。				
記				
1 事業区分及び施設の名称				
2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額				
				金 円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要国庫補助金等返還相当額）				
				金 円
4 添付書類 記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。				

第5号様式

第5号様式		番 年	月	号 日
都道府県知事又は広域連合長 殿				
間接補助事業者名				
消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書				
年 月 日第 号で交付決定を受けた〇〇〇補助金について、交付決定通知により付された条件に基づき、下記のとおり報告する。				
1 ページ				
1 事業区分及び施設の名称				
2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第17号）第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額				
				金 円
3 確定時に減額した仕入れに係る消費税額				
				金 円
4 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要補助金返還相当額）				
				金 円
5 補助金返還相当額				
				金 円
6 添付書類 記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。				

第5号様式

第5号様式		番 年	月	号 日
都道府県知事又は広域連合長 殿				
間接補助事業者名				
消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書				
年 月 日第 号で交付決定を受けた〇〇〇補助金について、交付決定通知により付された条件に基づき、下記のとおり報告する。				
記				
1 事業区分及び施設の名称				
2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第17号）第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額				
				金 円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要補助金返還相当額）				
				金 円
4 添付書類 記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。				

新	旧
第 6 号様式（略）	第 6 号様式（略）